

大分県報

令和七年
第六五三号
十月三十一日

（金曜日）

目次

告示

特例休猟区の指定	一
鳥獣保護区の更新	一
鳥獣保護区特別保護地区の指定	三
特定猟具（銃）使用禁止区域の指定	四

〇告 示

大分県告示第四百十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり特定鳥獣（イノシシ・シカ）の捕獲等を行うことができる区域を指定する。

令和七年十月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

名称及び所在場所

存続期間

区域及び面積

鹿鳴越西特例休猟区
（杵築市）

令七・一一・一
〓令一〇・一〇
・三一

杵築市山香町大字野原の県道山香院内線と市道日出大田線の交点を起点とし、同市道を南西に進み、杵築市と日出町の境界の交点に至り、同境界を西に進み、市道上河内水之口線との交点に至り、同市道を北に進み、市道瀬口松尾線の交点に至り、同市道を北東に進み、県道山香院内線の交点に至り、同県道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた面積一、四〇五ヘクタールの区域

御嶽山特例休猟区

令七・一一・一

豊後大野市清川町大字宇田枝の県道中津留轟牧

（豊後大野市）

〓令一〇・一〇
・三一

口停車場線と県道宇目清川線との交点を起点とし、県道宇目清川線を南東に進み、市道近郷線との交点に至り、同市道を南西に進み、市道近郷中山線との交点に至り、同市道を南西に進み、県道中津留轟牧口停車場線との交点に至り、同県道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた面積一、七八〇ヘクタールの区域

日出生東部特例休猟区
（玖珠町）

令七・一一・一
〓令一〇・一〇
・三一

玖珠町大字日出生の県道下恵良九重線と県道川上玖珠線の交点を起点とし、県道川上玖珠線を東に進み、宇佐市と由布市との境界の交点に至り、由布市との境界を南西に進み、県道下恵良九重線に連結する自衛隊日出生台演習場における道路との交点に至り、同道路を北西に進み、三角辻を経て県道下恵良九重線との交点に至り、同県道を北東に進み、起点へと至る線に囲まれた面積一、三七〇ヘクタールの区域

田口屋形特例休猟区
（中津市）

令七・一一・一
〓令一〇・一〇
・三一

中津市三光田口の市道下田口小倉谷線と県道渋見成恒中津線との交点を起点とし、同県道を南に進み、国道二一二号との交点に至り、同国道を南に進み、県道宇佐本耶馬溪線との交点に至り、同県道を南東に進み、市道岩測線との交点に至り、同市道を北東に進み、林道宇土山岩測線との交点に至り、同林道を東に進み、林道猪越線との交点に至り、同林道を南西に進み、林道山ノ神線との交点に至り、同林道を北東に進み、市道長谷根比線との交点に至り、同市道を西に進み、林道長谷小倉谷線との交点に至り、同林道を北西に進み、市道下田口小倉谷線との交点に至り、同市道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた面積一、六五〇ヘクタールの区域

大分県告示第四百十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和七年十月三十一日

令和七年十月三十一日

大分県報（告示）

名称及び所在場所		存続期間	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	区 域 及 び 面 積
高崎山鳥獣保護区 (大分市・別府市・ 由布市)	令七・一一・一 〇 令一七・一〇 ・三一	大分市大字高崎の国道一〇号と市道別院・田の浦線との交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み、市道田の浦循環一〇号線との交点に至り、同市道を南に進み、市道田の浦循環三〇号線との交点に至り、同市道を南に進み、市道田の浦・城越二〇号線との交点に至り、同市道を南に進み、市道野稲田高崎山線との交点に至り、同市道を西に進み、由布市挾間町の市道一木山口線との交点に至り、同市道を西に進み、県道別府挾間線との交点に至り、同県道を北西に進み、市道山家・赤松線との交点に至り、同市道を北に進み、国道一〇号線との交点に至り、同国道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた面積三七二ヘクタールの区域		
由布川鳥獣保護区 (由布市)	令七・一一・一 〇 令一七・一〇 ・三一	由布市挾間町大字向原の国道二一〇号と県道別府挾間線との交点を起点とし、同県道を北東に進み、市道向原別府線との交点に至り、同市道を北東に進み、市道東表北園線との交点に至り、同市道を東に進み、県道中村別府線との交点に至り、同県道を南東に進み、大分市と由布市との境界に至り、同境界を南に進み、県道大分挾間バイパス線との交点に至り、同県道を南西に進み、国道二一〇号との交点に至り、同国道を西に進み、起点に至る線に囲まれた面積四四五ヘクタールの区域		
山下湖鳥獣保護区 (由布市・九重町)	令七・一一・一 〇 令一七・一〇 ・三一	由布市湯布院町川西の県道別府一ノ宮線と市道湯平山下線との交点を起点とし、同市道を南に進み、私道倉本小田の池線との交点に至り、同私道を東に進み、通称「中村越」に至り、同所から倉本集落に通じる山道を南東に進み、市道倉本山下線との交点に至り、同市道を南東に進み、県道湯平温泉線との交点に至り、同県道を南西に進み、県道別府一ノ宮線との交点に至り、同県道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた面積五七八ヘクタールの区域		
城山鳥獣保護区	令七・一一・一	佐伯市野口の市道野口四号線と県道佐伯弥生線		
(佐伯市)		令七・一一・一 〇 ・三一	との交点を起点とし、同県道を北東に進み、国道二一七号線との交点に至り、同国道を南東に進み、市道春日通り坂ノ浦線との交点に至り、同市道を東に進み、海岸線に至り、同海岸線を東に進み、妙見鼻、葛鼻を経て市道田ノ浦葛線に至り、同市道を南に進み、市道平野一〇号線との交点に至り、同市道を西に進み、J R 日豊本線との交点に至り、同所から城山の山麓沿いを南西から北に進み、市道臼坪脇線に至り、同市道を南西に進み、市道白濁線に至り、同市道を北に進み、市道高谷線との交点に至り、同市道を北に進み、市道野口四号線に至り、同市道を西に進み、起点に至る線に囲まれた面積二七五ヘクタールの区域	
花立鳥獣保護区 (竹田市)	令七・一一・一 〇 令一七・一〇 ・三一	竹田市直入町大字長湯の県道庄内久住線と市道新田北向線との交点を起点とし、同市道を北に進み、河内川の右岸との交点に至り、同川の右岸を北東に進み、市道湯の原仲村線との交点に至り、同市道を北西に進み、市道久保線との交点に至り、同市道を北東に進み、市道久保沢水線との交点に至り、同市道を南に進み、旧学校道との交点に至り、同市道を南に進み、市道水気線との交点に至り、同市道を南に進み、県道庄内久住線との交点に至り、同県道を南西に進み、県道朝地直入線との交点に至り、同県道を南東に進み、市道栃原線との交点に至り、同市道を南西に進み、県道竹田直入線との交点に至り、同県道を北に進み、県道庄内久住線との交点に至り、同県道を西に進み、起点に至る線に囲まれた面積三二九ヘクタールの区域		
宮ノ尾鳥獣保護区 (九重町)	令七・一一・一 〇 令一七・一〇 ・三一	玖珠郡九重町大字松木の県道下恵良九重線と町道田尻野倉線との交点を起点とし、同県道を北に進み、町道田尻中須線との交点に至り、同町道を北東に進み、陸上自衛隊日出生台演習場内道路嫁田道に至り、同道路を東に進み、同場内道路中須道との交点に至り、同道路を南東に進み、同場内道路中道との交点に至り、同道路を南西に進み、町道田尻野倉線との交点に至り、同町道を南へと		

麻生釣鳥獣保護区 (玖珠町・九重町)	令七・一一・一 令一七・一〇 ・三一	進み、起点に至る線に囲まれた面積二八五ヘクタールの区域	西に進み、林道白水線との交点に至り、同林道を南西に進み、旧建設省耶馬溪ダム工事専用道路との交点に至り、同道路を西に進み、旧建設省耶馬溪ダム焼却場に至り、同所から市道白水線を北東に進み、市道杉畑上ノ畑線との交点に至り、同市道を北西に進み、国道二一二号との交点に至り、同国道を北に進み、起点に至る線に囲まれた面積一六三ヘクタールの区域
洞門羅漢寺鳥獣保護区 (中津市)	令七・一一・一 令一七・一〇 ・三一	中津市本耶馬溪町樋田の国道二一二号と県道宇佐本耶馬溪線との交点を起点とし、同県道を南東に進み、林道生木線との交点に至り、同林道を西に進み、通称「羅漢越」の里道との交点に至り、同里道を西に進み、林道羅漢線との交点に至り、同林道を南西に進み、市道水取床並線との交点に至り、同市道を西に進み、国道五〇〇号との交点に至り、同国道を北西に進み、市道中島蔵野線との交点に至り、同市道を西に進み、市道上曾木中島線との交点に至り、同市道を北西に進み、国道二一二号との交点に至り、同国道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた面積五三〇ヘクタールの区域	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。 令和七年十月三十一日 大分県知事 佐藤 樹一郎 一 名称 山下湖鳥獣保護区特別保護地区 二 区域 由布市湯布院町川西の市道湯平山下線と私道倉本小田の池線との交点を起点とし、同私道を東に進み、通称「中村越」に至り、同所から倉本集落に通じる山道を南東に進み、九州林産山下池二号作業道との交点に至り、同作業道を南西に進み、山下池に向かう遊歩道との交点に至り、同遊歩道を西に進み、九州林産東集材路との交点に至り、同集材路を南西に進み、市道湯平山下線との交点に至り、同市道を北に進み、起点に至る線に囲まれた面積一一〇ヘクタールの区域
耶馬溪ダム鳥獣保護区 (中津市)	令七・一一・一 令一七・一〇 ・三一	中津市耶馬溪町大字柿坂の国道二一二号と県道森耶馬溪線との交点を起点とし、同県道を南東に進み、市道物部線との交点に至り、同市道を南東に進み、県道森耶馬溪線との交点に至り、同県道を南東に進み、市道多志田柿瀬線との交点に至り、同市道を東に進み、市道柿瀬線との交点に至り、同市道を西に進み、県道森耶馬溪線との交点に至り、同市道を南東に進み、市道竹ノ弦橋線との交点に至り、同市道を南に進み、市道竹ノ弦馬場線との交点に至り、同市道を西に進み、市道杉畑上ノ畑線との交点に至り、同市道を北西に進み、市道白水鹿熊線との交点に至り、同市道を南	大分県告示第四百十二号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。 令和七年十月三十一日 大分県知事 佐藤 樹一郎 一 名称 山下湖鳥獣保護区特別保護地区 二 区域 由布市湯布院町川西の市道湯平山下線と私道倉本小田の池線との交点を起点とし、同私道を東に進み、通称「中村越」に至り、同所から倉本集落に通じる山道を南東に進み、九州林産山下池二号作業道との交点に至り、同作業道を南西に進み、山下池に向かう遊歩道との交点に至り、同遊歩道を西に進み、九州林産東集材路との交点に至り、同集材路を南西に進み、市道湯平山下線との交点に至り、同市道を北に進み、起点に至る線に囲まれた面積一一〇ヘクタールの区域

3 管理方針 県 鳥獣行政推進員による現場巡視及び地域住民への聞き取り調査等を通じて、鳥獣の生息状況を把握し、生息環境の保護に努める。 ~~~~~ 大分県告示第四百十三号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具（銃）使用禁止区域を指定する。 令和七年十月三十一日 大分県知事 佐藤 樹一郎				
名称及び所在場所	存続期間	区域及び面積		
宇佐海岸特定猟具（銃）使用禁止区域（宇佐市）	令七・一一・一〇 （令一七・一〇・三一）	豊後高田市呉崎の石部橋北端を起点とし、同所から豊後高田市高田の防波堤北角への見通し線上を南に進み、防波堤北角に至り、同所から桂川左岸を南東に進み、国道二一三号との交点に至り、同国道を南に進み、田笛川との交点に至り、同川左岸を北西に進み、県道中津高田線との交点に至り、同県道を西に進み、寄藻川との交点に至り、同川右岸を南に進み、向野川右岸との交点に至り、同川右岸を南東に進み、J R日豊本線との交点に至り、同本線を北西に進み、寄藻川左岸との交点に至り、同川左岸を北に進み、松崎川右岸との交点に至り、同川右岸を北西に進み、市道松崎・岩保線との交点に至り、同市道を北東に進み、県道中津高田線との交点に至り、同県道を西に進み、宇佐市と中津市との境界に至り、同境界を北東に進み、海岸線との交点に至り、海岸線を東に進み、宇佐市大字松崎の防波堤北東角に至り、同点から石部橋北端への見通し線上を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、風土記の丘鳥獣保護区を除く面積一、五二七ヘクタールの区域		